

ボランティア活動に携わる皆さんへ

ボランティア支援センター屋内施設を使用した活動に関する今後の取り扱いについて (ボランティア支援センター屋内施設使用に係る新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン)

成蹊大学ボランティア支援センター

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大について、予断を許さない状況が続いています。学生と教職員の安全と健康を守るべく感染防止対策の徹底に努めながら、学生の自発的な活動を支援するため、ボランティア支援センターの屋内施設を使用した活動を次のとおり許可することとします。

施設使用は、開室時間（通常：平日 9：00～17：00）の利用であれば、事前予約不要です。ただし、臨時閉室および人数制限（同時使用人数の制限：最大 8 名）・事前予約（登録団体に限り可能）によっては、利用をお断りする場合があります。また、成蹊大学活動制限指針のレベルが 3 以上に指定された場合には施設の利用を中止します。なお、活動にあたっては、以下に掲げるガイドラインの遵守することを条件とします。

登録団体は、特にガイドラインを全メンバーに事前配布し、納得したうえで遵守を約束する者だけが活動に参加してください。また、代表等の責任者や上級生は、所属メンバー等学生への活動参加を決して強制せず、各自の自主的な判断に委ねるようにしてください（強要されたと感じる言動は厳に慎むこと）。

オンラインで必ずミーティングの機会を設け、本ガイドラインの記載内容を参加予定者全員で確認し、遵守することを徹底してください。

<使用できるセンター内施設について>

- ①使用できる施設は、**成蹊学園本館 1 階ボランティア支援センター（フリースペース）**に限定します。
※セミナールームの使用を希望する際には、準備等の都合上、必ず事前に相談すること。
- ②使用できる日時は、原則として平日 9：00～17：00 までとします。
- ③活動に参加する人数は最大 8 人とし、お互いの間隔を 2m 以上確保に努めてください。距離の確保が難しい場合は、本センター内の飛沫感染防止アクリル板の使用やフェイスシールドの着用など、飛沫感染を防ぐ工夫や努力をした上で、最低でも 1m の確保を徹底してください。
- ④本センターの施設内でオンライン授業を受講することは認めません。
- ⑤本センター施設の清掃・消毒作業の支障となるため、私物や団体の物品について残置することは認めません（ただし、各団体の希望に応じて別途申請の上、ロッカーを貸し出します。団体の物品についてはロッカーを使用して保管することを認めます）。
- ⑥文房具などの貸出や、センター施設の機材等備品使用・貸出は原則認めません。印刷機およびノートパソコンを使用する場合には都度、スタッフの確認と許諾を得てください。
- ⑦本センター使用は、使用目的はミーティングや作業等に限ることとします。

※室内での運動や、大声を出す行為、もしくは密になるような活動は一切認めません。

<活動にあたり事前準備>

- ①参加する学生は来校 14 日以上前からの日々の行動について、外出先や接触者を記録し、感染症発生時に備えてください。
- ②日頃から石鹸による手指の洗浄もしくはアルコール手指消毒を励行し、手指で目鼻口を触らないよう努めてください。
- ③不要不急の外出を極力控え、公共交通機関の利用もなるべく控えるなどして、日常的に 3 密（密集・密接・密閉）を回避してください。
- ④外出時には必ずマスク（特段の理由がない限り不織布マスク）を着用し、安全な身体的距離（2m以上）の保持に努めてください。
- ⑤来校 14 日前から毎日 1 回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状の有無などのチェックをしてください。
- ⑥発熱や風邪症状など体調不良がある場合は、薬剤を使用していない状態で、解熱後かつ、症状の消失後に少なくとも 3 日が経過していることを条件に本センターでの活動を認めます。

<日々の体調管理>

- ①毎日 1 回以上の検温を行うとともに、咳や咽頭痛、悪寒などの風邪症状有無などをチェックし、添付した健康チェック表により、健康状態を把握してください（特に登録団体の場合には、代表などが健康管理責任者として管理を一元化することが望ましい）。
- ②規則正しく食事を摂取し、毎日十分な睡眠をとるように心がけてください。
- ③日々の体調管理とは別に、学生一人一人が日記のような形で行動記録をつけ、万一感染者が出た場合に、その日の行動や経路を追えるようにしてください。

<道具などの衛生対策>

- ①道具などの共用は極力避け、止むを得ず共用せざるを得ない道具などは、高濃度アルコール（70%以上）液を使用して消毒して使用してください。
※本センターの文房具などの貸出や、センター施設の機材等備品使用・貸出は原則認めません。
※ノートパソコン・プリンターの使用は手洗いもしくはアルコール消毒を行ったうえで、印刷時および編集作業時に限り、必要最低限での時間使用に限って認めます。また、同時に 1 台のパソコンを 2 名以上で操作することは禁じます。パソコンのキーボードには、必ず新しい感染防止シートをのせて使用し、作業が終わったらゴミ箱に捨ててください。
- ②出入口のドアノブや机、椅子など、共有して触れる箇所についても、スタッフの指示のもと、使用前と使用後にアルコール消毒をしてください。

<活動時の感染症予防策>

- ①入退室時には必ず石鹸による手洗いもしくはアルコール手指消毒を行い、活動中のトイレ使用後にも必ず石鹸による手洗いを行ってください。
- ②入室時には、必ずマスク（特段の理由がない限り不織布マスクが原則）を着用し、本センター備え付けの機器でアルコール消毒と検温を行ってください。また、入退室時は各自のスマートフォン等の端

末から、入退室入力システムへの登録を行ってください。

- ③活動参加者全員がマスク（特段の理由がない限り不織布マスクが原則）を常時着用してください。また、お互いの間隔を2m以上確保に努め、距離の確保が難しい場合は、センター備え付けの飛沫感染防止アクリル板の使用やフェイスシールドの着用など、飛沫感染を防ぐ工夫や努力をした上で、最低でも1mの確保を徹底してください。

（使用許可上限人数である8名を遵守してください。）

- ④発語がある活動は、なるべく向かい合っただけの活動を避け、同方向を向いて活動してください。
- ⑤室内は可能な限り窓や扉を開放し、常時2方向換気を行い、十分な換気の徹底を図ってください。（全面的な換気を30分に1度を目安に行いますので、スタッフの指示に従ってください。）
- ⑥室内での食事については固く禁じます。なお、飲み物は可とします。（活動時には水分補給や、適度な休憩をとるなど熱中症対策や体調管理に気を付けてください。）
- ⑦活動の際に出たごみは、各自が用意したビニール袋にまとめ、持ち帰るかごみ箱に捨ててください。
- ⑧特に登録団体の場合には、活動への見学を希望する本学学生（新生を含む）がいる場合は学生の名前を確認し、対策マニュアルの内容を説明し、了解を得たうえで参加を認めます。
- ⑨学生同士の飲食を伴う会合は禁止します。
- ⑩ミーティングは可能な限りオンラインで行うようにしてください。

<感染の疑いがあるメンバーないし体調不良のメンバーへの対応手順>

感染の疑いがあるメンバーや体調不良のメンバーが発生した場合

1) 該当学生は、大学HPのQ&Aに従い、以下の報告を必ず行うこと。

- ①感染者、濃厚接触者となった場合や、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合は、保健室HP（<https://www.seikei.ac.jp/university/campuslife/hoken/>）に従って報告し、療養期間・待機期間終了の報告と確認を行うまでは、登校及び課外活動への参加は不可とする。
- ②濃厚接触者となり検査を受けた場合（保健所の指示、自己負担等全て含む）、その結果を保健室に必ず報告すること。
- ③保健所からの指示等に基づき、療養期間・待機期間が解除されたら、すぐに保健室に連絡をすること。
- ④感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合は、活動の可否に影響するため、極力PCR検査等が受けられるように、かかりつけ医等に相談し、その指示に従うこと。検査結果で陰性が確認された場合は、体調不良がある場合を除き、登校は可能。また、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも3日が経過していること、もしくは検査結果が陰性であることを条件に活動復帰とする。

2) 団体・グループの場合には、以下の①～④に則り対応すること。

① 感染者が出た場合

・マスク無しでの活動がある団体・グループは、直ちに活動を停止するが、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）が無ければ登校可能。

活動の特性により、マスク無しでの活動があるなど感染症対策が十分に行えない団体・グループに関しては、直ちに活動を停止し、センターに報告する。また、発症2日前以降に感染者が課外活動に参加した日に、活動に参加していたメンバーは、感染者との接触に伴う濃厚接触者となる可能性があるが、

団体・グループで登校禁止とすることは無い。個別に、発熱等の感染が疑われる風邪症状（体調不良）が無ければ、マスク着用等の感染症対策を十分に行った上で登校可能。直近の接触状況が分かる状態の健康チェックシートを、団体・グループからセンターに提出する。

保健所の指示や保健室の判断に基づき濃厚接触者と特定された者は、指示に従い自宅待機（登校禁止）とする。

・マスク着用での活動が徹底されている団体・グループは、活動の継続、メンバーの登校が可能。

活動中の感染症対策が十分に行えている団体・グループに関しては、活動での濃厚接触とならないため、活動の継続及び、感染者以外の登校は可能とする。

②濃厚接触者のみ出た場合

・全ての団体・グループにおいて活動の制限はなく、濃厚接触者以外のメンバーは登校も可能。

ただし、マスク無しでの活動の場合は、今後濃厚接触者が感染者となった場合に、他のメンバーが濃厚接触者になる可能性があるため、濃厚接触者を含め、メンバーの健康状態を十分に確認すること。

③感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合

・マスク無しでの活動がある団体・グループは、直ちに活動を停止し、センターに報告。団体・グループとして登校禁止とすることは無いため、原則登校可能。

当人以上で感染が疑われる風邪症状（体調不良）がなければ、マスク着用等の感染症対策を十分に行った上で登校可能。直近の接触状況が分かる状態の健康チェックシートを、団体・グループからセンターに提出する。当人に関しては、本人が検査結果を保健室まで報告する。検査の結果陽性であった場合は①に準ずる。検査の結果陰性であった（陽性者が1人もいない）場合は、活動再開となるため、団体・グループは再開時期についてセンターの指示に従うこと。

団体・グループは、当人の活動復帰前に、陰性もしくは、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも3日が経過していることを確認する。

・マスク着用での活動が徹底されている団体・グループは、活動の継続、部員の登校が可能。

活動中の感染症対策が十分に行えている団体・グループに関しては、仮に体調不良者が感染者となった場合も、活動では濃厚接触とならないため、活動の継続及び、感染者以外の登校は可能とする。団体・グループは、当人の活動復帰前に、陰性もしくは、薬剤を使用していない状態で、解熱後、および症状の消失後に、少なくとも3日が経過していることを確認する。

④学外活動の停止期間に関しては、保健所の指示に基づくこととするが、感染者の発症2日前を含む最終参加日を0日として厚生労働省の定める濃厚接触者の待機期間に準じた日数とし、大学としては原則7日間とする。活動の内容等を確認して、学校医を含む大学保健室の意見に基づき、大学として最終的に決定するため、センターの指示に従うこと。

<土日・祝日・学園休業日などの対応>

1) 土日・祝日・学園休業日を含むセンター・保健室閉室時の活動復帰・再開対応に関すること

①陽性者本人の療養期間が終了した場合や、濃厚接触者本人の待機期間が終了した場合は、保健室の確認を待たずに活動復帰してよいこととするが、後日、保健室開室時に必ず連絡し、確認を取ること。

②団体・グループの活動再開において、感染が疑われる発熱等の風邪症状（体調不良）のある者の検査

結果で陰性が確認された場合は、保健室の確認及び学生部の指示を待たずに、結果判明時点から活動再開を可能とする。ただし、後日、検査結果を保健室に必ず連絡し、センターにも活動再開について報告すること。

③マスク無し活動団体・グループにおいて陽性者が発生した場合は、上記6の2)の①に準じて活動停止となるが、保健室の判断に基づく濃厚接触者の特定がされないため、陽性者との明らかに接触のない部員を除く活動における接触者は、濃厚接触者に準じて外出は極力控え、体調不良者は医療機関を受診すること。

2) 以下の夏期学園休業日（センター・保健室閉室日）において重大事故等が発生した場合の緊急連絡先は以下のとおりとする。

- ・ 8月6日（土）～8月17日（水） ・ 8月20日（土）～8月23日（火）
- ・ 8月27日（土）～8月30日（火）

080-6502-4337（センター担当課長の業務用携帯電話）

0422-51-5185（学園正門守衛所からセンター担当者に連絡を入れます）

<その他>

- ①本ガイドライン記載事項については、大学の方針や社会情勢等により変更となる場合があるほか、承認後であっても使用中止となる場合があるため、指示に従ってください。
- ②本ガイドラインの記載有無に限らず、感染症対策の観点からスタッフが必要な指示を行う場合はその指示に従ってください。
- ③本ガイドラインへの違反行為が見られた場合には、次回以降の使用について制限となる場合があります。また、明らかな違反行為は、即時使用中止とする場合があります。
- ④本センターが許可した場合を除き、本センター内での活動を告知する情報について SNS 等で広く拡散することは控えてください（予期せぬ来室者増を防ぐため）。

以上